

○ 西いぶり広域連合都市公園条例

平成12年12月26日
条例第33号

(目的)

第1条 この条例は、都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）及び法に基づく命令に定めるもののほか、都市公園（以下「公園」という。）の管理について必要な事項を定めることを目的とする。

(行為の制限)

第2条 公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、広域連合長の許可を受けなければならない。

- (1) 募金その他これに類する行為をすること。
- (2) 業として写真又は映画を撮影すること。
- (3) 展示会その他これに類する催しのために公園の全部又は一部を独占して使用すること。

2 前項の許可を受けようとする者は、申請者の住所、氏名及び職業（法人にあっては主たる事務所の所在地、名称、代表者の住所及び氏名並びに営業種目とする。以下同じ。）並びに行為の目的、期間及び内容並びに行為する場所又は公園施設その他広域連合長の指示する事項を記載した申請書を広域連合長に提出しなければならない。

3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を広域連合長に提出してその許可を受けなければならない。

4 広域連合長は、第1項各号に掲げる行為が、公衆の公園利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、第1項又は第3項の許可を与えることができる。

5 広域連合長は、第1項又は第3項の許可に公園管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(許可の特例)

第3条 法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、前条第1項又は第3項の許可を受けることを要しない。

(行為の禁止)

第4条 公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第6条第1項若しくは第3項又は第2条第1項若しくは第3項の許可に係るものについては、

この限りでない。

- (1) 公園を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) ごみその他の汚物を捨てること。
- (6) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- (7) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (8) 指定された場所以外の場所へ車両（自転車等主として人力を用いるものを除く。）を乗り入れ、又は留め置くこと。
- (9) 前各号のほか、広域連合長が公園の管理上特に必要があると認めて禁止すること。

(利用の禁止又は制限)

第5条 広域連合長は、公園の損壊その他の理由によりその利用が危険であると認められる場合又は公園に関する工事のためにやむを得ないと認められる場合においては、公園を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、区域を定めて公園の利用を禁止し、又は制限することができる。

(有料公園施設)

第5条の2 有料公園施設（公園施設で有料で利用させるものをいう。）の設置及び管理については、西いぶり広域連合げんき館ペトル条例（平成15年条例第4号）に定めるところによる。

(公園施設の管理又は占用の許可の申請書の記載事項)

第6条 法第5条第1項で定める公園施設の管理の許可申請書の記載事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 公園施設を管理しようとするときは、次に掲げる事項
 - ア 申請者の住所、氏名及び職業
 - イ 管理の目的
 - ウ 管理の期間
 - エ 管理する公園施設
 - オ 管理の方法
 - カ その他広域連合長の指示する事項
- (2) 許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項

2 法第6条第2項で定める公園の占用の許可申請書の記載事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 申請者の住所、氏名及び職業
- (2) 占有物件の管理の方法
- (3) 工事実施の方法
- (4) 工事の着手及び完了の時期
- (5) 公園の復旧方法
- (6) その他広域連合長の指示する事項
(軽易な変更)

第7条 法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 占有物件の様態替えて、当該占有物件の外観又は構造の著しい変更を伴わないもの
- (2) 占有物件に対する物件の添加で、当該占有者が当該占有の目的に付随して行うもの
(設計書等)

第8条 公園の占有の許可を受けようとする者又は許可を受けた事項の一部を変更しようとする者は、当該許可の申請書に設計書、仕様書又は図面を添付しなければならない。

(占有許可等に係る使用料)

第8条の2 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第2条第1項若しくは第3項の許可を受けた者の使用料については、室蘭市都市公園条例（昭和35年室蘭市条例第14号）の例による。

(監督処分)

第9条 広域連合長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定によってなした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは公園よりの退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者
- (2) この条例の規定による許可に付した条件に違反している者
- (3) 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けた者

2 広域連合長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

- (1) 公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合
- (2) 公園の保全又は、公衆の公園の利用に著しい支障が生じた場合
- (3) 公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合

(工作物等を保管した場合の公示事項)

第9条の2 法第27条第5項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 保管した工作物等の名称又は種類、形状及び数量
- (2) 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時
- (3) 当該工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所
- (4) その他保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項

(工作物等を保管した場合の公示の方法)

第9条の3 法第27条第5項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。

- (1) 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して14日間、広域連合事務所前掲示場に掲示すること。
- (2) 特に貴重と認められる工作物等については、前号の掲示の期間が満了しても、なお当該工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者(第9条の7において「所有者等」という。)の氏名及び住所を知ることができないときは、前条各号に掲げる事項の要旨を新聞紙に掲載すること。

2 広域連合長は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、保管工作物等一覧簿を広域連合事務所内に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させなければならない。

(工作物等の価額の評価の方法)

第9条の4 法第27条第6項の規定による工作物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該工作物等の使用年数、損耗の程度その他当該工作物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、広域連合長は、必要があると認めるときは、工作物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(保管した工作物等を売却する場合の手続)

第9条の5 法第27条第6項の規定による保管した工作物等の売却は、競争入札に付して行わなければならない。ただし、競争入札に付しても入札者がいない工作物等その他競争入札に付することが適当でないと認められる工作物等については、随意

契約により売却することができる。

第9条の6 広域連合長は、前条本文の規定による競争入札のうち一般競争入札に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも5日前までに、その工作物等の名称又は種類、形状、数量その他必要な事項を広域連合事務所前掲示場に掲示し、又はこれに準ずる適当な方法で公示しなければならない。

2 広域連合長は、前条本文の規定による競争入札のうち指名競争入札に付そうとするときは、なるべく3人以上の入札者を指定し、かつ、それらの者に当該工作物等の名称又は種類、形状、数量その他必要な事項をあらかじめ通知しなければならない。

3 広域連合長は、前条ただし書の規定による随意契約によろうとするときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない。

(工作物等を返還する場合の手続)

第9条の7 広域連合長は、保管した工作物等(法第27条第6項の規定により売却した代金を含む。)を所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によってその者が当該工作物等の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、受領書と引換えに返還するものとする。

(届出)

第10条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該行為をした者は速やかにその旨を広域連合長に届け出なければならない。

(1) 法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者が、公園の占用に関する工事を完了したとき。

(2) 法第5条第1項の許可を受けた者又は前号に掲げる者及び法第5条第1項の許可を受けた者が、公園施設の管理又は公園の占用を廃止したとき。

(3) 第1号に掲げる者が、法第10条第1項の規定により公園を原状回復したとき。

(4) 法第26条第2項又は第4項の規定によりこれらの項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。

(5) 法第27条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。

(6) 前条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。

(公園の区域の変更及び廃止)

第11条 広域連合長は、公園の区域を変更し、又は公園を廃止するときは、当該公園の名称、位置、変更又は廃止に係る区域その他必要と認める事項を明らかにしてその旨を公告しなければならない。

(公園予定区域及び予定公園施設についての準用)

第12条 第2条から前条までの規定は、法第33条第4項に規定する公園予定区域又は予定公園施設について準用する。

(委任)

第13条 この条例の施行について、必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この条例は、平成13年1月1日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第8条の2の規定は、この条例の施行の日以後における使用及び占有に係る使用料について適用し、同日前における使用及び占有に係る使用料については、なお従前の例による。